

「植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令案及び輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示案の意見・情報の募集」の結果について

令和5年2月1日  
農林水産省消費・安全局

この度、「植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令案及び輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示案」について、令和4年11月15日から12月14日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において「植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令案及び輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示案」の規定に関する御意見を2名の方から頂きました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

農林水産省消費・安全局植物防疫課  
電話：03-3502-5976（内線）4560